

特許庁任期付職員(特実審査官補)募集のご案内

特許庁では現在、理系の社会人、ポスドクなどの皆様を対象に、任期付職員（特許審査官補）を募集しています。

特許審査は、全世界から受け付けた全技術分野の特許出願を、技術的観点や法律的観点から精査し、排他的独占権である特許権を付与するか否かの判断を行うという、責任とやりがいのある重要な業務です。

採用後はマンツーマンでの指導を受けつつ、2年間特許審査官補として実務経験を積んでいただきます。そして、所定の研修を修了されれば、3年目からは特許審査官に昇任することができます。任期は5年以内です。

【 特許庁任期付職員（特実審査官補）の募集概要 】

1. 募集人数（予定）：

別途募集する特許庁任期付職員（特許審査官）と合わせて数十名程度。

2. 応募資格：

原則として、技術系の学士号以上の学位を取得した後、研究開発業務経験又は知的財産業務経験を通算4年以上有していること。

3. 応募締切：

令和5年11月13日(月) 17時00分（受付フォーム：受信有効）

4. その他応募に関する詳細

応募資格詳細、応募方法など、応募に関する詳細は、特許庁HPの以下の箇所をご覧ください。
<募集要項>

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/2023saiyo_shinsakanho.html

<サービス・給与等について>

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/document/2023saiyo_shinsakanho/fukumu.pdf

<Q&Aについて>

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/q-and-a.html>

<リーフレット>

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/document/index/ninkitsuki-tokkyo-pamphlet.pdf>

5. 特許庁職員による業務説明：

審査官の業務についてより深くご理解いただくために、平日に個別業務説明（要予約）を行っています。また、その他の説明会についても、随時追加していきます。業務説明の詳細については、特許庁HPの以下の箇所をご覧ください。

<業務説明会について>

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/2023gyoumu-setsumei_shinsakanho.html

※注意事項

令和6年度に係る予算は要求中であるため、本募集内容は、予算成立後に正式なものとなります。

お問い合わせ先

特許庁 審査第一部調整課 採用担当

電話 03-3581-1101（内線3119）